

直方市立小学校オンライン英会話事業業務委託仕様書

1. 業務名 直方市立小学校オンライン英会話事業業務委託
2. 履行期間 契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで
3. 履行場所 直方市内
4. 目的

学習指導要領改定を踏まえ直方市立小学校6年生の児童に対し、聞く、話すことに重点をおいた「ICT機器を活用した外国人講師による対面式（グループ方式）英会話」を実施し、英語による基礎的なコミュニケーション能力の育成を図り、英語に対する興味・関心を高めグローバル化社会で活躍できる人材を育成する。

5. 業務内容

受注者は、本仕様書の定めにより、直方市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）、学校長の指示のもと、指定された学校の児童を対象に、学級ごとに「外国人講師（以下、「講師」という。）」による「英会話通信用ソフト（以下「通信ソフト」という。）」を利用した「オンラインによるグループ別対面式での英会話（以下「英会話」という。）」及び英会話実施に係る次の業務を履行する。

（1）講師による英会話の実施

①英会話に係る講師のあつ旋について

- ・実施対象校及び学年直方市立小学校11校の6年生

実施対象見込学級数及び児童数は、15その他（3）「各学校の6年生の人数とグループ数」のとおり。

（年度途中の転入等児童の増減のうち5%未満は変更契約の対象としない。）

- ・実施予定回数3回／原則9月～3月の間に実施

※諸般の事情等により実施回数を満たすことが困難な時は、教育委員会と別途協議するものとする。

- ・グループレッスン（1グループの児童数2名に対して講師1名）

- ・1台の端末に対して児童2名の英会話を行うこと。

- ・英会話の時間は25分程度

※各学校が、学級ごとに1限目～6限目（1コマ45分授業、概ね8：40～16：00の範囲内）の授業時間内に組み込むため、5分単位で開始時間を指定できること。

- ・1校あたりの最大実施の講師数は20人程度／1回・1学級

○欠席・学級閉鎖・臨時休業等の連絡及び対応について

教育委員会は下記事由等により児童が英会話の受講ができないと判断した時点で、受注者に連絡し、受注者は連絡のあった受講できない範囲において中止するものとする。

- ・ 流感等による学級閉鎖
- ・ 自然災害（台風・大雨・降雪その他）等による学級閉鎖等
- ・ その他、発注者の責に帰さない不測の事態により、児童が英会話の受講ができない場合
上記の事由により英会話を中止した場合は、受注者は学校と調整し代替授業を行うものとする。

○英会話の予約及びキャンセルについて

教育委員会は、学校の希望日及び希望内容を取りまとめ、実施日の30日前（土日祝日含む）に受注者に連絡するものとする。ただし、日時の変更がある場合は、予約日の14日前（土日祝日含む）までに、受注者へ変更の申請をするものとする。

②令和2年度より実施されている新学習指導要領で示される学習内容に沿った英会話を実施すること。

本英会話は、令和2年度より新設される「外国語科」の教育課程に位置付けて実施するため、英会話は下記の教科書に沿った内容で行うこと。

※東京書籍発行「NEW HORIZON Elementary」の単元に対応したカリキュラムを提供すること。

③児童の学習能力・習熟度に応じた柔軟な対応及び特別支援学級の児童に対する合理的配慮を行うこと。

（2）英会話にて使用する教材等の準備

①外国語科教科書「NEW HORIZON Elementary」に対応した教材を用い、英会話を実施する場合は、令和6年8月31日までに教育委員会の監修を受け、受注者の責において準備すること。なお、教材については、市販品、自社作成教材等は問わない。

②機材は教育委員会で準備するが、パソコン教室内の現状から機材の移動の必要がある場合は、受託者の責任において移動することとする。

（3）その他の業務

①各学校の実施希望日程の集約及びそれに基づく英会話実施スケジュール表の作成及び教育委員会への提出（1部・変更が生じた場合は随時提出すること）並びに変更対応等のスケジュールの管理

②実施日前日までに、通信ソフトのテスト通信を実施し、学校の使用機材・通信環境で安定稼働することを確認すること。

③学校から、当日の児童の欠席や英会話時間中の緊急連絡をした際は、受注者がすみやかに現地事務局と対応すること。

④授業当日は、ヘッドセット、パソコン、WEBカメラ及びUSBハブ等の機材の移動及び接続等の準備や授業についての説明や児童への支援を行うコーディネーターを1名以上派遣すること。ま

た、授業当日に通信の不具合等が発生した場合は受注者にて技術的な原因を把握し、保守業者との協議を行うこと。

6. 基本条件

(1) 通信ソフトに係る条件

- ①通信ソフトの種類についての指定はしないが、音声・映像（ビデオ）でやり取りするコミュニケーションツール（ウェブ会議システム等）であること。
- ②本市のネットワーク環境に対応したものであること。
- ③セキュリティ対策が施されたもので、広告機能のないものであること。
- ④通信ソフトのインストール及びアップデート等の管理は、受注者の責において行うこと。

(2) 各学校の使用機材、通信環境

- ・パソコンルームのPC（Windows 10）もしくはノートパソコン（Windows 11）
：通信環境1 Gbps（ベストエフォート）
- ・ヘッドセット、ウェブカメラ、USBハブ

7. 講師

- (1) 児童に対し英会話を行う講師は、日本語を母国語とする子ども向けの英語教授法について十分に研修を受けた指導力を有する者であること。
- (2) 講師全員の名簿及び研修の修了が確認できる資料を教育委員会へ提出すること。
- (3) インターネット回線等の各種インフラの安定性を確保するため、講師の勤務形態は、自宅勤務ではなく出社勤務とすること。
- (4) 教育委員会は講師としての能力・勤務態度等適性に欠けると判断した場合、当該講師の改善又は変更を受注者に求めることができる。
- (5) 受注者は上記の要求を受けた場合は、すみやかに対処し文書にて教育委員会に報告しなければならない。

8. 実施状況報告書の作成

受注者は、業務完了報告書を、業務終了後10日以内に教育委員会へ提出するものとする。

9. 完了検査

発注者は、上記8に基づく業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

10. 委託料の支払

- (1) 受注者は、上記9に定める検査に合格したときは、発注者に対し契約書に定める額を請求するものとする。

- (2) 委託者は、受注者から正当な支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

1 1. 損害賠償

講師に生じた損害又は発注者若しくは第三者に及ぼした被害は受注者が負担すること。

1 2. 機密保持

受注者は業務上得た個人情報記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに教育委員会に返却するか又は教育委員会の立会いのもとに破棄すること。

1 3. 業務の再委託

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり、必要に応じてその一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性が記載された文書を教育委員会へ提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

1 4. 衛生管理について

- (1) 受注者は、新型コロナウイルス等感染症に関する予防を徹底すること。
- (2) 機器の消毒などを行う体制を整えること。

1 5. その他

- (1) 事前協議など、教育委員会との密な連絡に努めること。
- (2) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は速やかに発注者と受注者が協議し問題の解決を図るものとする。

(3) 《各学校の6年生の人数とグループ数》

学校名	6年生 児童数	学級数	1レッスンあたり の必要講師数	1人あたり年間 レッスン回数	年間合計 レッスン回数
直方南小学校	18	1	9	3	3
直方北小学校	62	2	16	3	6
直方西小学校	29	1	15	3	3
新入小学校	52	2	13	3	6
感田小学校	95	3	16	3	9
上頓野小学校	85	3	15	3	9
下境小学校	44	2	11	3	6
福地小学校	20	1	10	3	3
中泉小学校	18	1	9	3	3
植木小学校	50	2	13	3	6
直方東小学校	46	2	12	3	6